

平成28年第4回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年4月5日(火曜日) 13:30～13:49
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 16名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫

- (2) 欠席委員 なし

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	原道樹
係長	近藤常夫	主査	田中賢禪

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
- 議案第2号 農地の所有権移転について
- 議案第3号 農地の転用について
- 議案第4号 農地の転用を伴う所有権移転等について
- 議案第5号 農地転用事業計画変更について



6 議 事

岡部部長 皆さん、こんにちは。

この4月より農地利用最適化に向けた取り組みが農業委員会法の改正によって始まります。

それでは、ただいまから平成28年 第4回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

なお、議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において古川一豊委員と秦昭一委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田15筆、畑19筆、合計面積18,793平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、50番の(1-1)さん、から59番の(1-2)さんの10件ございます。

内訳といたしましては、期間、3年間で5件、5年間で5件、利用権の種類は、いずれも使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部長 ありがとうございました。

以上、50番から59番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第5番から第7番までの3件でございます。

6ページをお開きください。

第5番は沢津町一丁目、田、1筆、面積343平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。譲受人は現在、8反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第6番は滝の宮町、畑、1筆、面積37平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。譲受人は現在、4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第5番及び第6番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

7ページをご覧ください。

第7番は北内町三丁目、畑、1筆、面積459平方メートル、譲受人は、(2-3)さんです。

譲受人は現在、運動場の一部で園児の農作業体験教育として、さつまいもを栽培していましたが、今回、学園施設の増設計画により運動場が手狭になり、また譲渡人の強い希望もあるため、申請地を取得する目的で農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、さつまいも等を予定しております。

ここで、本案件の許可要件について、説明させていただきます。

本案件は、農地法第3条第1項第16号の例外規程であり、その内容といたしましては、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人で、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る運営に必要な施設の用に供すると認められることであり、具体例としては、教育実習農場及びリハビリテーション農場等があります。

本市では、この例外規程での許可事例がないため、県農業会議及び県農政課に確認したところ、今回の申請については、許可要件は満たしているとの意見をいただいております。

また、この例外規程で許可する場合には、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件、下限面積要件は許可要件から除かれ、取得した農地を耕作することと、地域との調和要件のみの許可要件となり、この2つの許可要件は満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第5番から第7番まで、1ページ目から順に3ページ目までとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、5番につきましては、地元農業委員であります小野輝雄委員より、6番につきましては、加藤武雄委員より、7番につきましては、曾我部英敏委員より報告いただきたいと思っております。

それでは、小野委員よろしく申し上げます。

小野輝雄委員 譲受人は、兼業農家ではありますが、8反近くの農地を熱心に耕作しており問題はございません。

加藤武雄委員 申請人は、4, 284平方メートルの農地を耕作しており、保有農地は適切に管理されております。また、申請地も自宅に隣接しており問題ないと思われまます。

曾我部委員 申請地については、適切に管理されております。周辺住民も現在と同じように耕作放棄でなければ特には法人が取得することについて問題はないとのことでした。ただし、ここ数年管理のみで耕作実績がございませんので、耕作できる農地に回復させるには大変な労力を要することが予測されますが、頑張っただけだと思っております。

岡部部会長 ありがとうございます。

以上、5番から7番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 8ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件であります。

9ページをご覧ください。

8番、楠崎一丁目、畑2筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

9番、萩生 字本郷、畑1筆、申請人は、(3-2)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 264.50平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

8番から9番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

岡部部会長 以上、8番及び9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、7件であります。

11ページをご覧ください。

40番、横水町、畑2筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、自己住宅 59.62平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

41番、庄内町六丁目、畑2筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、露天資材置場、一体利用地として、雑種地 80.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

42番、喜光地町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 196.79平方メートル および雑種地 30.20平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

43番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

44番、大生院 字喜来、畑3筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、549番1については、申請地から概ね300m以内にJR中萩駅が存在するため第3種農地であると判断され、外2筆については、申請地から概ね500m以内にJR中萩駅が存在するため第2種農地であると判断され区分は、所有権移転です。

45番、土橋一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、建売住宅(1戸) 54.15平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内にしおだこどもクリニック・ひらた耳鼻咽喉科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

46番、徳常町、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟) 121.24平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

また、40番から46番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いたします。

岡部部長

以上、40番から46番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 14ページをお開きください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第5号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件であります。

15ページをご覧ください。2番、上原二丁目、宅地2筆です。変更内容は、承継による変更及び事業内容の変更です。その理由については、議案書のとおりでございます。なお、現況地目も宅地になっておりますが、前の許可の内容が遂行されていないため、今回、計画変更が必要になったものです。以上です。

岡部部会長 ありがとうございました。以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成28年第4回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

13時49分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員